

千葉県医療審議会医療対策部会 次第

日時：平成30年9月7日（金）

午後5時30分から午後6時30分まで

場所：千葉県庁中庁舎10階大会議室

1 開 会

2 千葉県保健医療担当部長挨拶

3 議 事

- (1) 部会長の選出について
- (2) 医療法及び医師法の一部改正について
- (3) 医師不足病院医師派遣促進事業について
- (4) 医師の専門研修に関する協議について
- (5) その他

4 閉 会

千葉県医療審議会(第1回医療対策部会)座席表

日時:平成30年9月7日(金)

午後5時30分から午後6時30分まで

場所:県庁中庁舎10階 大会議室

金江 委員
入江 委員
部 会 長
寺 口 委員
中 村 委員

堀部 委員					能川 委員
松岡 委員					亀田 委員
吉田 委員					福山 委員
木村 委員					藤澤 委員
川嶋 委員					杉浦 委員
上原 委員					

傍聴者席

報道関係者

(医療整備課)		(病院局)
櫻井副主幹 糸賀主幹 飯島副参事	佐藤医療整備課長 岡田担当部長 大谷健康福祉部次長	中村健康福祉政策課長 瀧口経営管理課長 若林室長

(医療整備課)	(健康福祉政策課)	(病院局)
---------	-----------	-------

出入口

千葉県医療審議会医療対策部会委員

平成30年9月7日現在

委員区分	No	氏名	役職名
医師	1	入江 康文	(公社)千葉県医師会会長
	2	金江 清	(公社)千葉県医師会副会長
	3	堀部 和夫	(公社)千葉県医師会副会長
	4	松岡 かおり	(公社)千葉県医師会理事
	5	吉田 象二	(公社)全国自治体病院協議会千葉県支部長
	6	木村 章	(一社)千葉県民間病院協会理事長
	7	梶原 優	(一社)日本病院会千葉県支部副支部長
医療を受ける立場	8	藤 和雄	佐倉市長
	9	岩田 利雄	東庄町長
	10	川嶋 博之	千葉県国民健康保険団体連合会常務理事
	11	上原 和男	健康保険組合連合会千葉連合会会長
学識経験者	12	山本 修一	国立大学法人千葉大学医学部附属病院院長
	13	角南 勝介	成田赤十字病院院長
	14	寺口 恵子	(公社)千葉県看護協会会長
	15	中村 伸枝	千葉大学大学院看護学研究科長・看護学部長
	16	能川 浩二	(独)労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター所長
専門委員	17	亀田 信介	亀田総合病院院長
	18	福山 悦男	(公社)千葉県国民健康保険直営診療施設協会副会長
	19	藤澤 武彦	(公財)ちば県民保健予防財団理事長
	20	杉浦 信之	(独)国立病院機構千葉医療センター院長
計	20		

千葉県医療審議会運営要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく、千葉県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

- 第2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

- 第3 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

医療法人部会	医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項 社会医療法人の認定等に関する事項 地域医療連携推進法人の認定等に関する事項
病院部会	病院の開設・増床等の取扱いに関する事項 地域医療支援病院の名称の承認等に関する事項
地域保健医療部会	千葉県保健医療計画に関する事項
医療対策部会	地域における医師等の確保に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。

なお、千葉県組織規程第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。

なお、部会長に事故があるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を行う。

5 第3の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

6 部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

(庶務)

第5 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

なお、医療法人部会、病院部会及び医療対策部会の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年11月4日から施行する。

2 この要綱は、平成4年7月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

3 この要綱は、平成6年11月21日から施行する。

- 4 この要綱は、平成9年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成11年9月17日から施行する。
- 6 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成18年12月27日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年11月22日から施行する。ただし、第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項は平成29年4月2日から施行する。
- 9 この要綱は、平成29年9月7日から施行する。